

流入車対策の適合車等標章交付業務委託における検査内容の改善

対象受検機関：環境農林水産部環境管理室交通環境課

事務事業の概要	検出事項	改善を求める事項(意見)																																					
<p>1 概要</p> <p>府では、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る環境基準のより早期かつ確実な達成を図るため、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」に基づき、荷主・運送事業者・行政等の連携した取組により、「自動車NOx・PM法(※1)」の排出基準(以下「排出基準」という。)に適合しないトラック・バス等の府域の対策地域内への発着を禁止する流入車規制を実施している。</p> <p>この条例により、排出基準を満たさないトラック・バス等(以下「対象車両」という。)は、府内の一部の町村を除き、府域を発着できないこととなっている。また、排出基準に適合している場合においても、適合車等標章(以下「標章」という。)の表示が必要となっている。</p> <p>(※1)「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」の通称</p> <p><b>【対象車両】</b></p> <table border="1" data-bbox="246 884 1172 1150"> <thead> <tr> <th>車種</th> <th>ナンバープレートの分類番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>貨物自動車 (トラック、バン等)</td> <td>1、10から19、100から199 4、40から49、400から499 6、60から69、600から699</td> </tr> <tr> <td>乗合自動車 (バス、マイクロバス)</td> <td>2、20から29、200から299 (一部 5、50から59、500から599 7、70から79、700から799)</td> </tr> <tr> <td>特種自動車</td> <td>8、80から89、800から899</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1 乗用自動車、軽自動車、特殊自動車及び二輪自動車は対象外 注2 使用の本拠の位置、自家用、営業用の区別にかかわらず規制対象</p> <p><b>【排出基準】</b></p> <table border="1" data-bbox="246 1299 1243 1661"> <thead> <tr> <th rowspan="2">両総重量区分</th> <th colspan="2">排出基準</th> <th colspan="2">排出基準を満たしていないおそれのある型式</th> </tr> <tr> <th>NOx</th> <th>PM</th> <th>ディーゼル車</th> <th>ガソリン車</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.7t以下</td> <td>0.48g/km</td> <td>0.055g/km</td> <td>平成14年規制以前の適合車 (KP-, HW-, KE-, HA-, KA-, S-, P-, N-, K-, 記号なし)</td> <td>昭和56年規制以前の適合車 (L-, J-, H-, 記号なし)</td> </tr> <tr> <td>1.7t超2.5t以下</td> <td>0.63g/km</td> <td>0.06g/km</td> <td>平成15年規制以前の適合車 (KQ-, HX-, KJ-, HE-, KF-, HB-, KB-, S-, P-, N-, K-, 記号なし)</td> <td>平成元年規制以前の適合車 (T-, L-, J-, H-, 記号なし)</td> </tr> <tr> <td>2.5t超3.5t以下</td> <td>5.9g/kWh</td> <td>0.175g/kWh</td> <td>平成15年規制以前の適合車 (KR-, HY-, KG-, HC-, KC-, U-, S-, P-, N-, K-, 記号なし)</td> <td>平成4年規制以前の適合車 (Z-, T-, M-, J-, 記号なし)</td> </tr> <tr> <td>3.5t超</td> <td>5.9g/kWh</td> <td>0.49g/kWh</td> <td>平成6年規制以前の適合車 (KC-, W-, U-, P-, N-, K-, 記号なし)</td> <td>平成4年規制以前の適合車 (Z-, T-, M-, J-, 記号なし)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 標章の取扱いについて</p> <p>府は、対象車両への標章の交付業務を、業者委託している(大阪府流入車規制適合車等標章交付等業務、25,701,597円)。対象車両の所有者又は代理人(※2)は、</p>	車種	ナンバープレートの分類番号	貨物自動車 (トラック、バン等)	1、10から19、100から199 4、40から49、400から499 6、60から69、600から699	乗合自動車 (バス、マイクロバス)	2、20から29、200から299 (一部 5、50から59、500から599 7、70から79、700から799)	特種自動車	8、80から89、800から899	両総重量区分	排出基準		排出基準を満たしていないおそれのある型式		NOx	PM	ディーゼル車	ガソリン車	1.7t以下	0.48g/km	0.055g/km	平成14年規制以前の適合車 (KP-, HW-, KE-, HA-, KA-, S-, P-, N-, K-, 記号なし)	昭和56年規制以前の適合車 (L-, J-, H-, 記号なし)	1.7t超2.5t以下	0.63g/km	0.06g/km	平成15年規制以前の適合車 (KQ-, HX-, KJ-, HE-, KF-, HB-, KB-, S-, P-, N-, K-, 記号なし)	平成元年規制以前の適合車 (T-, L-, J-, H-, 記号なし)	2.5t超3.5t以下	5.9g/kWh	0.175g/kWh	平成15年規制以前の適合車 (KR-, HY-, KG-, HC-, KC-, U-, S-, P-, N-, K-, 記号なし)	平成4年規制以前の適合車 (Z-, T-, M-, J-, 記号なし)	3.5t超	5.9g/kWh	0.49g/kWh	平成6年規制以前の適合車 (KC-, W-, U-, P-, N-, K-, 記号なし)	平成4年規制以前の適合車 (Z-, T-, M-, J-, 記号なし)	<p>1 標章について、申請書の不備等により委託業者から府に返却されるものや、二重交付等により申請者から委託業者を通じて返却されるものがあるが、その枚数や固有番号が府及び委託業者において確認されていない。</p> <p>2 府は委託業者が行った審査や入力データに誤りがないか確認していない。</p> <p><b>【大阪府生活環境の保全等に関する条例】</b> (車種規制適合車等の使用義務)</p> <p>第40条の15 対策地域を発地又は着地として対象自動車の運行を行う者は、車種規制適合車等を使用しなければならない。ただし、災害等が発生したときその他規則で定めるときは、この限りでない。 (適合車等標章の表示)</p> <p>第40条の16 対策地域を発地又は着地として車種規制適合車等の運行を行う者は、当該車種規制適合車等に、規則で定める標章(以下「適合車等標章」という。)を、規則で定めるところにより表示しなければならない。</p> <p>2 知事は、車種規制適合車等の所有者又は使用者からの請求に基づき、適合車等標章を交付するものとする。</p> <p>3 前項の請求は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書面を知事に提出してしなければならない。</p> <p>1 車種規制適合車又は経過措置対象車の別 2 自動車登録番号 3 車台番号 4 型式 5 原動機の型式 6 使用者の氏名又は名称 7 使用の本拠の位置</p> <p>4 前項の書面には、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)による自動車検査証の写しその他当該自動車が生じたときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。 (車種規制適合車等の使用命令等)</p> <p>第40条の17 知事は、第40条の15の規定に違反している者に対し、同条の規定による車種規制適合車等の使用を命ずることができる。</p> <p>2 知事は、前条第1項の規定に違反している者に対し、同項の規定による適合車等標章の表示を命ずることができる。</p>	<p>1 返却分の標章について、正確な枚数及び固有番号を委託業者が報告し、府が確認するよう、手順や方法を改善されたい。</p> <p>2 抽出等の方法により、委託業者が行った入力事務等の正確性について確認されたい。</p>
車種	ナンバープレートの分類番号																																						
貨物自動車 (トラック、バン等)	1、10から19、100から199 4、40から49、400から499 6、60から69、600から699																																						
乗合自動車 (バス、マイクロバス)	2、20から29、200から299 (一部 5、50から59、500から599 7、70から79、700から799)																																						
特種自動車	8、80から89、800から899																																						
両総重量区分	排出基準		排出基準を満たしていないおそれのある型式																																				
	NOx	PM	ディーゼル車	ガソリン車																																			
1.7t以下	0.48g/km	0.055g/km	平成14年規制以前の適合車 (KP-, HW-, KE-, HA-, KA-, S-, P-, N-, K-, 記号なし)	昭和56年規制以前の適合車 (L-, J-, H-, 記号なし)																																			
1.7t超2.5t以下	0.63g/km	0.06g/km	平成15年規制以前の適合車 (KQ-, HX-, KJ-, HE-, KF-, HB-, KB-, S-, P-, N-, K-, 記号なし)	平成元年規制以前の適合車 (T-, L-, J-, H-, 記号なし)																																			
2.5t超3.5t以下	5.9g/kWh	0.175g/kWh	平成15年規制以前の適合車 (KR-, HY-, KG-, HC-, KC-, U-, S-, P-, N-, K-, 記号なし)	平成4年規制以前の適合車 (Z-, T-, M-, J-, 記号なし)																																			
3.5t超	5.9g/kWh	0.49g/kWh	平成6年規制以前の適合車 (KC-, W-, U-, P-, N-, K-, 記号なし)	平成4年規制以前の適合車 (Z-, T-, M-, J-, 記号なし)																																			

委託業者に標章の交付申請を行い、排出基準への適合等の要件を満たせば、交付を受けることができる。交付に当たり、委託業者は、各標章固有の番号、自動車の登録番号及び使用者の氏名などのデータを入力する。なお、業務完了時に、未使用の標章がある場合（※3）は、委託業者から府に返却される。

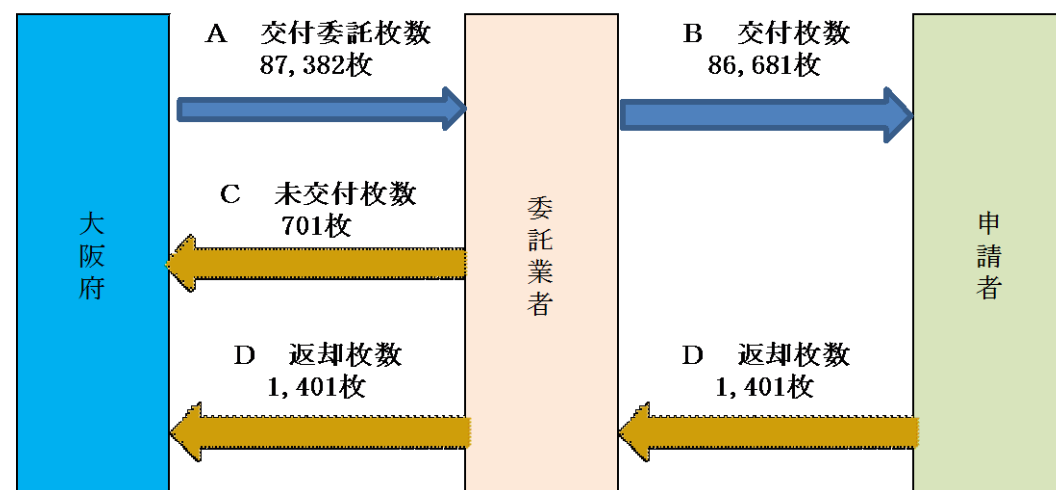
（※2）ディーラー、整備工場、リース会社など

（※3）未使用の標章が生じる原因は、以下の2つである。

- (1) 書類の不備や過去に標章の申請をして登録済みなどのため、標章の固有番号を割り当てたものの、標章を交付しなかったため返却される場合（下表の「C 未交付枚数」）。この場合は、上記のデータ入力はなされていない。
- (2) 書類の不備などが無く申請先へ標章を交付したものの、申請者の二重申請（例えばディーラーと所有者）などにより、返却される場合（下表の「D 交付後返却された枚数」）。この場合は、上記のデータ入力が行なわれている。

【平成26年度の標章の交付・返却の状況・フロー】

A 府が委託業者に交付した枚数	87,382枚
B 委託業者が申請者に交付した枚数	86,681枚
C 未交付枚数（=A-B）	701枚
D 申請者に交付後返却された枚数	1,401枚
E 委託業者が府に返却した枚数（=C+D）	2,102枚
F 貼付された標章の理論値（A-E）：未確認	85,280枚



### 措置の内容

#### 1 返却分の標章の確認について

- 平成27年9月から、前月分を確認する月次検査において、委託業者より返却分の標章の枚数及び固有番号を記載したリストを提出させ、全ての返却分の標章が適正に保管されていることを確認の上、翌月までに府に当該標章を返却させるようにした。

#### 2 入力事務等の正確性の確認について

- 平成27年9月から、前月分を確認する月次検査において、委託業者が標章を交付した案件（約7,000件／月）より一部（100件）を抽出し、標章請求事業者の請求書と入力データの照合を行い、審査が適切に実施され、正確に入力されていることを確認するようにした。

監査（検査）実施年月日（委員：一年一月一日、事務局：平成27年6月19日から同年7月10日まで）